

皆さん受けましょう

個人積算線量計(D-シャトル) 外部被ばく線量測定

市は、市民の皆さんに外部被ばく線量を把握していただくため、D-シャトル(個人積算線量計)による測定を実施しています。

測定にかかる費用は無料なので、気軽に申し込みください。

●対象者 測定を希望する市内在住の全市民

●測定期間 2週間

●申込期限 令和3年1月末

●測定結果 測定結果分析終了後に郵送します。

●申込・問い合わせ先 放射能対策室(☎372270)

ホームページは
こちらから

外部被ばく線量測定



外部・内部被ばく線量 測定結果を送付します

市は、令和元年度に外部被ばく線量測定(D-シャトル)または内部被ばく線量測定(ホールボディカウンタ)を受診した市民の皆さんへ、受診者の放射線量測定(平成23年度(令和元年度))の結果を取りまとめた「外部・内部被ばく線量測定の結果」を送付します。

これは原発事故の影響によ

る根拠のない思い込みや偏見で差別を受けないように作成したもので、大切に保管してください。

※測定後に相馬市から転出された方、測定時に相馬市民でなかった方は送付の対象となりません。

●問い合わせ先 放射能対策室(☎372270)

外部被ばく線量測定結果について

外部被ばくは、体の外に放射性物質があつて、そこから被ばくすることです。平成23年度以降、あなたが相馬市において測定した外部被ばく線量の結果は以下のとおりです。

測定年度	測定方法	年間追加被ばく線量 (mSv)	備考
平成23	ガラスバッジ	—	
平成24	ガラスバッジ	—	
平成25	ガラスバッジ	0.000	
平成26	ガラスバッジ	0.400	
平成27	D-シャトル	0.000	
平成28	D-シャトル	0.085	
平成29	D-シャトル	0.002	
平成30	D-シャトル	0.006	

サンプル

測定方法

ガラスバッジ 個人線量計として、体幹部に装着し、被ばくした量を測定します。測定期間は3ヶ月間となります。

D-シャトル 個人線量計の1つで、ガラスバッジ同様、体幹部に装着し、その間に被ばくした線量を測定します。計測期間は2週間であり、測定終了後1時間ごとの被ばく線量を記録できます。

測定方法の改善

市による外部被ばく線量測定は、平成23年度から平成27年度までの5年間はガラスバッジを対象に実施し、その後、平成28年度から平成29年度には高校生以上、平成30年度からは全市民を対象にD-シャトルにより実施しています。

単位

mSv(ミリシーベルト) 1人が受ける放射線被ばく線量の単位です。

年間追加被ばく線量

私たちは原発事故前から自然の放射線によってある程度(年間約2.1ミリシーベルト)被ばくしています。年間追加被ばく線量とは、測定した結果をもとに、自然の放射線や被ばくする線量を差し引いて算出したものです。

毎日無理なく、楽しく、 お得に いきいきそうま 健康ポイント事業

市は、毎日運動をすることや特定健診を受診することによってポイントを集める「いきいきそうま健康ポイント事業」を実施します。

ポイントが基準に達すると、県内の協力店でさまざまなサービスが受けられる「ふくしま健民カード」とプレゼント応募はがきがもらえますので、健康づくりにぜひ活用ください。

●対象者 市内在住の18歳以上の方

※高校生を除く。

●実施期間 6月1日(月)～令和3年3月1日(月)

●参加方法

①保健センター、市役所1階保険年金課または市役所1階放射能対策室でポイントの台紙を受け取る。

②基準ポイントを集める。

③保健センターでカードとプレゼント応募はがきを受け取り、応募する。

●問い合わせ先 保健センター(☎354477)

【6月30日まで】 り災証明書の新規申請受け付けを終了します

市はこれまで、令和元年東日本台風などに伴う家屋の被害状況を証明するり災証明書を発行してきましたが、6月30日(火)に新規申請受け付けを終了します。

り災証明書が必要な方は、早めに手続きください。

●問い合わせ先 地域防災対策室(☎37-2121)

新型コロナウイルス 関連無料電話相談

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因するさまざまな悩みごとについて、無料困りごと相談・法律相談会において、弁護士・司法書士が電話で相談に応じます。

●日時 月・木曜日 15時～17時

※1回の相談時間は30分です。
※確認事項がありますので、事前に連絡ください。

東日本大震災 無料困りごと相談・ 法律相談会

震災により法律問題や税金問題でお悩みの方、そのほか生活全般の困りごとがある方を対象に無料法律相談を行います。どんな相談でも構いませんので、気軽に相談ください。

●日時 平日 13時～17時

※曜日によって相談員・相談時間が変わりますので、左記の相談員の項目で確認ください。

●相談員 福島県弁護士会、相馬市四団体協議会（司法書士会・税理士会・行政書士会・土地家屋調査士会）、福島県

社会保険労務士会

▽弁護士会【電話相談のみ】

主な相談内容Ⅱ原発事故による損害賠償、多重債務など

月・木曜日 15時～17時

※確認事項がありますので、事前に連絡ください。

▽司法書士会【事前電話必要】

主な相談内容Ⅱ相続手続き、売買、贈与、登記、会社など

火・水・金曜日 13時～16時

▽税理士会【電話相談のみ】

主な相談内容Ⅱ所得税、相続税、贈与税、法人税

金曜日 15時～17時

▽行政書士会【電話相談のみ】

主な相談内容Ⅱ農地転用許可申請、その他官公庁許可申請

月曜日 13時～15時

▽土地家屋調査士会【電話相談のみ】

主な相談内容Ⅱ分筆、測量、土地建物の調査

水曜日 15時～17時

▽社会保険労務士会【電話相談のみ】

主な相談内容Ⅱ雇用保険、労災保険、健康保険など

木曜日 13時～15時

行政相談【電話相談のみ】

●日時 6月9日（火）10時～12時

多重債務相談【電話相談のみ】

●日時 毎日（土・日曜日、祝日を除く）8時30分～17時
必要に応じて弁護士相談を受けることができます。

無料法律相談会

日常生活の悩みなどに関し、無料で相談を行います。
希望する方は生活環境課へ予約ください。

●日時

①6月5日（金）

②6月19日（金）

13時～16時30分

市民相談

●日時 毎日（土・日曜日、祝日を除く）8時30分～17時

交通事故相談

●日時

①6月11日（木）

②6月25日（木）

9時～17時

消費生活相談

訪問販売・商品トラブルなどについて。

●日時 毎日（土・日曜日、祝日を除く）8時30分～17時



@soma_city

相馬市公式ツイッターです。

随時、市からのお知らせをお伝えしています。

生活困りごと相談

経済的な困りごとなど、気軽に相談ください。

月～金曜日（祝日、年末年始を除く）、8時30分～17時
生活サポート相談センター（総合福祉センター）（はまなす館）内 ☎362015

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、相談会の中止や電話相談などに変更する場合があります。
●ここまでの相談場所・問い合わせ先 生活環境課（☎372144）

6月はシートベルト着用強化月間です

自動車に乗る際、全ての座席でシートベルトの着用が法律で義務づけられており、6歳未満の子どもは、チャイルドシートの使用が義務づけられています。

しっかりルールを守っていても、交通事故は誰にでも起こり得ます。その時、死亡や重傷に至る危険を減らすために、シートベルトやチャイルドシートを正しく着用しましょう。

●問い合わせ先 生活環境課（☎37-2144）



休日の当番医

6月7日(日)	杉本医院	小泉字高池	36-3650
6月14日(日)	あらぎ産婦人科クリニック	馬場野字山越	35-0303
6月21日(日)	ふなばし内科クリニック	中村字塚田	35-1500
6月28日(日)	八巻クリニック	中村一丁目	37-7117

※診療時間は 9:00 ～ 16:00

※救急医療病院は公立相馬総合病院 (☎ 36-5101)
相馬中央病院 (☎ 36-6611)

6月の行事予定

(5月15日現在)

月日	行事名	場所
6月13日(土)～ 14日(日)	相馬宇多郷神楽舞(春) ※規模縮小のため、神職と総代のみ で神事斎行。	大雷神社

休日の当番歯科医

6月7日(日)	桜ヶ丘デンタルクリニック	中村字川沼	26-7018
6月14日(日)	いしばし歯科	南相馬市原町区	23-6022
6月21日(日)	ヒロシ歯科クリニック	中村字塚田	35-0567
6月28日(日)	竹林歯科医院	南相馬市原町区	24-6060

※診療時間は 9:00 ～ 16:00

献血に協力を

月日	時間	場所
6月14日(日)	10:00～12:00	エイトタウン相馬
	13:30～16:00	

※採血は医師の診断の上、行います。

エッセー 法律あれこれ



企画政策部 参事
弁護士 小津充人

大阪府出身。平成17年弁護士登録。大阪の法律事務所での4年勤務後、日本弁護士連合会などの支援で設置された公設事務所(秋田県大館市)に所長として赴任(6年間)。平成28年4月より現職(福島県弁護士会会員)。

できることできないこと

今の時期には触れたくない話題ですが、厳しい事態を想定することが困難を回避するための最善の方策であると考えてあえて記事にすることにしました。しばしお付き合いください。

まず前提として「倒産法」

という法律はなく、「倒産」という用語にも、明確な定義があるわけではありません。通常は、本来予定された債務の支払いなどができなくなり、正常な経済活動が続けられなくなる(恐れのある)状態のことを一般的に倒産といい、典型例は破産法上の破産です。多くの人は、倒産・破産という単語には、良くない印象を持っていますと思いますが、法律関係者はそうでもないと思います。なぜなら、倒産法は、債務者の「経済生活の再生の

機会の確保を図ることを目的」(破産法1条)としており、通常、手続きを進めることで、以前より経済的に厳しい状態にあることが多い債務者に再起の機会を提供することができるからです。もちろん債権者の立場からは納得できない場合も多いと思いますし、従業員は不安です。ただ、多くの場合、客観的にはすでに長く「倒産状態」にあり、いくつかの手続きをとるかは、残念ながらタイミングの問題と言わざるを得ません。

破産すると身ぐるみを剥がされるようなイメージがあるかもしれませんが、破産は前述のとおり経済的な再起のための手続きなので、生活必需品はもちろん、当面の生活資金も手元に残せます。勤め人であれば仕事も続けます。自営業の場合は手続きによ

る負債の清算と合わせて職場も失うため、職探しが必要になります。

事業を継続しながら既存の債務の一部免除を求める「民事再生」という手続きもあります。残債務を計画どおりに返済できるだけの収益性が本業にある場合はこの手続きが利用できる可能性があります。ただ、民事再生も「倒産」ですので、金融機関からの融資は期待できず、運転資金の確保が問題になります。

破産や民事再生の手続きをとる覚悟ができれば、関係当事者間の協議により既存債務の整理を目指す「任意整理」ができるかもしれません。ただ、債権者全員の了解が不可欠で、ここが一番のハードルだったりします。

どのような方法がとり得るかは、事業の性質はもちろん、協力者の有無、手持資金の状況などにも大きく左右されます。もう少し早めに相談してくれるだけで選択肢が増えることもあります。念のためでいいので、少し早めに相談してみてください。毎月の原稿が少しも早めに出ない人と言われたくないと思います。

子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症

の感染拡大の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給している世帯（0歳～中学生の子さんがいる世帯）に対し、臨時特別給付金を支給します。

●対象 令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給する方で、特例給付の受給者でない方

※「特例給付の受給者」とは、平成30年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方（児童1人あたり月額一律5,000円が支給される方）。

※監護している児童が4月から新高校1年生となっている場合などで、令和2年4月分の児童手当の支給を受給しない方でも、令和2年3月分の児童手当の支給を受けることをもって、支給対象者となります。

●給付額 対象者一人当たり1万円

●申請方法 本市から児童手当を受給している方は申請不要です。

※公務員で児童手当を受給している方は申請が必要です。

詳細は左記を確認ください。

●給付方法 児童手当振込時の指定口座へ振り込みます。

●給付日 6月10日（水）

【公務員の申請方法など】

公務員で支給対象となる方は、令和2年3月31日時点で住所を有していた市町村（令和2年3月分の児童手当の対象となっていないお子さんのみを監護している場合は、令和2年2月29日時点で住民票のある市町村）に申請ください。

申請書の配布時期・方法などは官公庁によって異なりますので、所属している官公庁に確認ください。

●提出書類

▽臨時特別給付金申請書

▽口座が確認できる書類（通帳、キャッシュカードの写し）

●申請先 市役所1階社会福祉課

●申請期限 10月30日（金）

●給付方法 申請時に指定した口座に振り込みます。

●問い合わせ先 社会福祉課
（☎ 372204）

ふるさと納税の運用状況

皆さまからの温かい寄付に心より感謝を申し上げます。市は、ふるさと納税取扱要綱を定め、各種施策の基金を管理・運用しています。

寄せられた寄付金は、寄付者の意向を受けて下記のとおり活用しています。

今後も各種施策に大切に活用していきます。

●問い合わせ先 企画政策課
（☎ 372132）

●寄付金の件数と金額

年度	件数（件）	金額（円）
平成20～26年度	1,592	961,033,751
平成27年度	351	48,864,420
平成28年度	272	34,567,084
平成29年度	232	28,305,560
平成30年度	206	23,234,813
令和元年度	233	75,798,310
合計	2,886	1,171,803,938

●令和元年度に活用した事業内容と金額（令和2年3月31日現在）

項目	具体的な事業名	使用した金額（円）
福祉の事業に関すること	保育士等奨学資金貸与事業	3,480,000
スポーツ振興に関すること	体育館施設整備事業 （スポーツアリーナそうま第二体育館）	3,634,400
人材の育成に関すること	市奨学資金貸与事業	5,180,000
教育復興子育てに関すること		22,671,174
	ICT活用教育支援事業	18,671,174
	エル・システム事業 （子どもたちの「音楽による生きる力」を育む事業）	4,000,000
高齢者などへの生活支援に関すること	井戸端長屋在宅高齢者配食サービス事業	1,052,500
その他市長が必要と認めること （復旧・復興事業など）		24,032,731
	観光振興事業（相馬野馬追）	2,180,000
	磯部地区慰霊碑周辺整備事業	4,751,800
	プレミアム商品券事業	14,949,000
	被災者健康診断支援事業	238,900
	高齢者熱中症対策事業	910,000
	生活保護世帯熱中症対策事業	80,000
	農用地災害復旧事業	647,921
	心のケア事業	275,110
合 計		60,050,805

熱中症に注意しましょう

毎年7～8月に発生のピークを迎える熱中症は、真夏の炎天下だけでなく、室内や夜間でも発生しており、命に危険が生じることもあります。また、乳幼児や高齢者は特に熱中症になりやすく、重症化しやすいので注意が必要です。家族や周囲の人にも気を配り、熱中症を予防しましょう。

こまめに水分を補給しましょう

▽のどが渇く前に水やお茶を飲みましょう。スポーツドリンクや梅干し入りの番茶なども効果的です。

▽汗をかいたら塩分の補給も大切です。

※疾患のため水分制限や塩分制限のある方は医師に相談しましょう。

涼しい服装を心がけましょう

▽風通しがよく汗が乾きやすい、綿や麻素材、吸汗速乾素材の服装が最適です。

▽出かけるときは帽子や日傘を使い、適度に休憩しましょう。

食事はしっかりと取りましょう

▽日ごろから栄養バランスの良い食事を取り、体力づくりをしましょう。

住まいの復興給付金申請相談会

住まいの復興給付金制度は、平成26年4月1日からの段階的な消費税率の引き上げに伴い、東日本大震災により被災された皆さんの住宅再取得や被災した住宅の補修に係る消費税の負担増加に対応する制度です。

●受け付け相談内容

▽住まいの復興給付金申請可否

▽申請時の必要書類

▽申請書類の記入方法や、作成した申請書類の事前確認

●日時 6月13日(土) 10時～16時

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中止となる場合があります。

●場所 南相馬市民情報交流センター小会議室(南相馬市原町区旭町2-7-1)

●注意事項 住まいの復興給付金事務局に、住宅の引渡日から1年以内に申請ください。

●問い合わせ先 住まいの復興給付金事務局コールセンター(☎0120-2501460)

予防接種費用の一部を助成します

高齢者肺炎球菌予防接種

市は、高齢者の肺炎の予防や重症化を防ぐため「高齢者肺炎球菌予防接種」の接種費用の一部を助成します。

●対象者

▽今年度65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる人

※対象者には4月上旬に接種券を送付しています。

▽60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいや有する方およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど

不可能な程度の障がいや有する方で接種を希望する方

※希望する方は、接種時に必要となる書類を送付しますので、問い合わせください。

●接種期限 令和3年3月31日(水)

●接種回数 1回

●自己負担額 2,750円

※生活保護受給者は無料。

●留意事項 過去に、肺炎球菌の予防接種を1度でも受けたことのある方は対象外です。

※詳細は問い合わせください。

●問い合わせ先 保健センター(☎354477)

水道メーター交換に協力ください

水道企業団は、各家庭や事業所に設置している水道メーターを計量法に定める有効期間(8年間)満了までに無料で交換しています。

なお、メーター交換には水道企業団が委託した指定給水装置工事事業者が伺いますので、協力ください。

●交換期間 11月まで

●問い合わせ先

相馬地方広域水道企業団総務課
(☎35-6702)

子どもの健全育成のための 活動に奨励金を交付します

市青少年健全育成市民会議は、子どもの健全育成のための活動を行う行政区や子ども会などの団体に奨励金を交付します。

奨励金の交付を希望する団体は、次により申請ください。

●奨励金の額 事業費の2分の1以内で、上限が10万円。

※予算の範囲内での交付となります。

●対象活動 子どもの健全育成のための活動（活動例）餅つき大会、親子レクリエーションなど。

シヨンなど）

●提出書類 ▽交付申請書▽事業計画書▽事業予算書

※申請書は市役所1階生涯学習課、または市ホームページ内からダウンロードできます。

●申請期限 6月30日（火）

●交付時期 7月中旬ころ

●申請・問い合わせ先

市青少年健全育成市民会議事務局（生涯学習課）（☎ 372187）

「児童手当現況届」 提出期限は6月30日です

令和2年6月1日現在、児童手当を受けている方は、更新の手続き（現況届）が必要です。現況届とは、その年の6月1日現在の状況を記載し提出いただき、引き続き受給できるか確認するものです。

6月中に市役所から「現況届」の用紙を郵送しますので、必要事項を記入し、指定の書類を添付の上、同封の返信用封筒で返送ください。

※現況届を提出しないと令和2年6月分以降の手当は受給できなくなります。

●提出期限 6月30日（火）

●提出場所 市役所1階社会福祉課

●問い合わせ先 社会福祉課（☎ 37-2204）

病気・災害遺児などのための奨学生募集 あしなが育英会

あしなが育英会は、保護者などが病気や災害（交通事故を除く）、自殺などで死亡、またはそれらが原因で著しい後遺障害のために働けなくなった家庭の子どもたちに奨学金を貸与して進学援助を行っています。奨学金は「無利子貸与＋給付」型で、卒業後20年以内で返済します。

【高校奨学生（中学3年生予約募集）】

●奨学金月額

▽国公立高校・高専 4万5千円（うち貸与2万5千円・給付2万円）

▽私立高校・高専 5万円（うち貸与3万円・給付2万円）

●申請期限

▽一次 7月31日（金）

▽二次 12月15日（火）

▽三次 令和3年2月28日（日）

※私立高校入学一時金制度あり 30万円（貸与）

【高校奨学生（在学生）】

●奨学金月額

▽国公立高校・高専 4万5千円（うち貸与2万5千円・給付2万円）

▽私立高校・高専 5万円（うち貸与3万円・給付2万円）

●申請期限

▽二次 9月30日（水）

▽三次 12月15日（火）

【大学奨学生】

【高校3年生予約募集】

●奨学金月額 7万円（うち貸与4万円・給付3万円）または8万円（うち貸与5万円・給付3万円）

●申請期限 6月20日（土）

※私立大学入学一時金制度あり 40万円（貸与）

※学生寮あり（東京都日野市、兵庫県神戸市）

【専門学校奨学生】

【高校3年生予約募集】

●奨学金月額 7万円（うち貸与4万円・給付3万円）

●申請期限 6月20日（土）

●問い合わせ先 あしなが育英会奨学課（フリーダイヤル ☎ 0120-77-8565）

▽ホームページ <http://www.ashinaga.org>

生ごみは水気をよく切ってから捨てましょう

魚や野菜・果物の皮などの生ごみには多くの水分が含まれており、その水分を減らすことがごみの減量化に繋がります。現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため外出を自粛し、自宅で食事をする機会が増えたことにより、家庭からの生ごみの量が増加しています。ごみの減量化には市民一人一人の取り組みがとても大切ですので、協力ください。

●問い合わせ先 生活環境課（☎ 37-2143）



相双保健福祉事務所からのお知らせ

アルコール 家族教室

アルコールに関する悩みを抱えている方を対象とした「アルコール家族教室」を開催します。

ひとりで抱え込まずに、気軽に参加ください。

※この教室は、CRAFT（アルコール依存症者と家族のためのプログラム）を活用しています。

※事前に予約ください。

●対象者 アルコール依存症の方（あるいはその疑いのある方）の家族

●月日 6月23日（火）、7月21日（火）、8月18日（火）、9月15日（火）

●時間 13時30分～15時30分

●内容 ▽家族相談・交流▽コミュニケーション方法など

●場所 原町保健センター（南相馬市原町区小川町32-1）

●参加料 無料

●申込・問い合わせ先

県相双保健福祉事務所保健福祉課（☎261132）

心の健康相談

さまざまな心の問題でお困りの方やその家族の方を対象に、精神科医による「心の健康相談」を実施します。

最近なんだか元気が出ない方や以前と比べて落ち込みやすい気がする方、周りの人とうまく付き合っていない方など、一人で悩まず気軽に相談ください。

※秘密は厳守します。

※事前に予約ください。

●日時・場所

▽7月2日（木）14時～16時

Ⅱ鹿島保健センター（南相馬市鹿島区西町3-2）

▽9月10日（木）14時30分～16時30分

Ⅱ榑葉町保健福祉会館（双葉郡榑葉町大字北田鐘突堂5-15）

▽10月23日（金）14時～16時

Ⅱ新地町保健センター（新地町谷地小屋樋掛田40-1）

●参加料 無料

ひきこもり家族教室

ひきこもりで悩んでいる家族を対象に、ひきこもり本人の行動や気持ちの理解、同じ悩みを持つ家族との交流による情報交換などを目的に、家族教室を開催します。

※事前に個別面談を行うため、参加を希望する方は、参加希望日の前日までに必ず予約ください。

●月日・内容

▽6月25日（木）Ⅱ家族交流

▽8月27日（木）Ⅱ家族交流

▽10月29日（木）Ⅱ家族交流・当事者からの話（仮）

●時間 13時30分～15時30分

●場所 相双保健福祉事務所2階大会議室（南相馬市原町区錦町1丁目30）

※「ひきこもり」とは、さまざまな要因の結果として社会参加を回避し、原則的に6カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を指します。

流原ス 交笠ス 国際小笠 少年アドベンチャー キャンプ・クル 青キアドベン 参加者募集

【青少年国際交流キャンプ】

●期間 8月4日（火）～8月8日（土）4泊5日

●場所 静岡県立朝霧野外活動センター

●定員 90人

●対象 小学校3年生～小学校6年生

●内容 富士山登山、テント生活体験、野外炊飯体験など

●申込期限 7月10日（金）

●申込期限 7月10日（金）

●申込期限 7月10日（金）

●申込期限 7月10日（金）

●申込期限 7月10日（金）

●申込期限 7月10日（金）

●申込期限 7月10日（金）

●申込期限 7月10日（金）

●申込期限 7月10日（金）

●申込期限 7月10日（金）

●申込期限 7月10日（金）

●申込期限 7月10日（金）

●申込期限 7月10日（金）

●申込期限 7月10日（金）

●申込期限 7月10日（金）

●申込期限 7月10日（金）

●申込期限 7月10日（金）

●申込期限 7月10日（金）

こころの相談会を開催します

県精神保健福祉センターは、精神科医師による思春期のこころの問題やアルコールなどの依存に関する悩みの相談を行います。

秘密は厳守しますので、気軽に利用ください。

●日時 ▽6月11日（木）、25日（木）▽7月9日（木）▽8月27日（木）▽9月10日（木）13時～16時

●問い合わせ先 県精神保健福祉センター（☎024-535-3556）

【小笠原アドベンチャースクール】

●日時 8月14日（金）～8月20日（木）6泊7日

●場所 東京都小笠原村父島

●定員 30人

●対象 小学校3年生～中学校3年生

●内容 海の自然体験活動、森の自然体験活動など

●申込期限 7月17日（金）

●申込期限 7月17日（金）

●申込期限 7月17日（金）

●申込期限 7月17日（金）

●申込期限 7月17日（金）

●申込期限 7月17日（金）

●申込期限 7月17日（金）

●申込期限 7月17日（金）

●申込期限 7月17日（金）

●申込期限 7月17日（金）

●申込期限 7月17日（金）

●申込期限 7月17日（金）

●申込期限 7月17日（金）

●申込期限 7月17日（金）

●申込期限 7月17日（金）

●申込期限 7月17日（金）

●申込期限 7月17日（金）

●申込期限 7月17日（金）

●申込期限 7月17日（金）

●申込期限 7月17日（金）

●申込期限 7月17日（金）

●申込期限 7月17日（金）

●申込期限 7月17日（金）

●申込期限 7月17日（金）

●申込期限 7月17日（金）

●申込期限 7月17日（金）

財務省福島財務事務所からのお知らせ

多重債務相談窓口

借金を抱え悩んでいる方からの相談に応じています。

借金問題はさまざまな方法で解決できます。

秘密は厳守しますので、気軽に利用ください。

●受付時間

▽8時30分～12時

▽13時～16時30分

※平日のみ。

●相談料 無料

●多重債務相談窓口専用電話
024-533-0064

●問い合わせ先

財務省福島財務事務所理財課
(☎024-535-0303)

自然災害被災者債務整理ガイドライン

令和元年東日本台風による

被災者の方は「自然災害被災者債務整理ガイドライン」を利用することにより、住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます。

※債務の免除などには、一定の要件を満たすことや借入先の同意が必要となります。詳細は、ローン借入先の金融機関などに問い合わせください。

就職活動の無料電話相談

福島広域雇用促進支援協議会は、県内への就職を希望している求職者を支援するため、就職に関しての悩みや不安に対する電話相談を受け付けています。

※相談は無料です。

●受付時間

▽9時～12時▽13時～16時30分

※平日のみ。

●相談先 相談専用フリーダイヤル
(☎0120-810-650)

●問い合わせ先

福島広域雇用促進支援協議会
(☎26-7690、ファクス26-7695)

高齢者の方と家族の方へ

運転免許証の自主返納

を考えてみませんか

全国的に高齢運転者による重大事故が多発しています。

次に思い当たる場合、運転免許証の自主返納を考えてみませんか？

▽最近、運転に不安を感じるようになった

▽物忘れが激しくなった

▽体力の衰えを感じるようになった

▽標識を見落としてしまうことが増えた（歩行者の発見が遅れてしまった）

▽交通事故を起こしそうになった（事故を起こしてしまった）

【運転免許証自主返納のメリット】

有効期限内に運転免許証を自主返納すると、運転経歴証明書を申請できます。

運転経歴証明書は、身分証明書として使用できるほか、提示することにより、さまざまなサービスを受けることができます。サービスを受けられるお店などは、下記のポスターが目印です。

※市内には、市連合商業会など支援事業を行っている多数の事業者がいます。



市は、65歳以上の方を対象としたおでかけミニバスを運行していますので、交通手段の一つとして利用ください。県内の運転免許証自主返納者へのサポートなどの詳細は、県生活交通課のホームページを確認ください。

ホームページはこちらから



●問い合わせ先 生活環境課
(☎372144)

～市内 21 ルートに拡大～ おでかけミニバス運行中!!

市は、65歳以上の方の買い物支援と中心市街地活性化を目的として「おでかけミニバス」を運行しています。

詳しくは、問い合わせください。

●問い合わせ先 企画政策課 (☎37-2132)

